

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる

協議が調っていることの証明書（案）

令和 8 年 8 月 6 日に開催した箱根町地域公共交通会議運賃改定分科会
において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

導入する決済手段については、交通系 IC カード、クレジットカード等タッチ決済、
二次元コード決済とする。

なお、当面の間、決済手段は現金と各種キャッシュレスの併用とする。

- ・運賃を適用する路線又は営業区域

箱根湯本温泉旅館送迎バス（滝通り線・早雲通り線・塔ノ沢線）

- ・適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和 8 年 10 月 1 日から

- ・運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

箱根登山バス株式会社 代表取締役社長 野村尚廣

令和 年 月 日

箱根町地域公共交通会議
運賃改定分科会